

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008函第7号									
事故等名	実習船はりうす作業船ポセイドン遊漁船第八金龍丸衝突									
発生年月日時刻	平成20年5月19日10時00分ごろ									
発生場所	北海道小樽港第2区									
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月21日 函館・地方事故調査官が、海難報告書を精査、11月25日はりうす船長及びポセイドン所有会社の管理者に対して電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし									
認定した事実	A 実習船はりうす 43トン 第132869号 独立行政法人海技教育機構									
船種・船名・総トン数	B 作業船ポセイドン 12トン									
船舶所有者等	C 遊漁船第八金龍丸 4.9トン									
乗組員等に関する情報	A はりうす船長 一級海技士(航海) B C									
負傷者	A 負傷者なし B 負傷者なし C 負傷者なし									
損傷	A 右舷船首外板曲損及びペイント剥離 B 左舷船尾スタンション及びスタンションプレート損傷 C 係留索1本切断及び船首に擦過傷									
事故等の経過	A船は、平成20年5月19日10時00分ごろ、海上実習の目的で小樽港第2区の係留地を発し、係留索を取り込み機関を後進にかけて岸壁から離れ始めたところ、突然左舷側から風速7m/sを超える風を受け、右舷錨が、風下側に係留していたB船の左舷船尾スタンションチェーンに引っ掛かり、引き続きA船の右舷船首部が、B船の風下側に係留していたC船の係留索に接触した。									
事実を認定した理由	<table border="0"> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td>本船は、風速7m/sを超える左舷側からの風を受けた可能性があると考えられる。</td> </tr> </table>	気象・海象の関与	あり	乗組員等の関与	なし	船体・機関等の関与	なし	判明した事項の解析	本船は、風速7m/sを超える左舷側からの風を受けた可能性があると考えられる。	
気象・海象の関与	あり									
乗組員等の関与	なし									
船体・機関等の関与	なし									
判明した事項の解析	本船は、風速7m/sを超える左舷側からの風を受けた可能性があると考えられる。									
原因	本事故は、A船が風速7m/sを超える左舷側からの風を受け、操船の自由を失ったため、係留中のB及びC船に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。									
その他の事項	なし									